

事 務 連 絡  
平成 25 年 11 月 12 日

関 係 各 位

静岡労働局総務部労働保険徴収課長

労働保険適用促進強化期間の広報協力依頼について

労働保険制度の運営につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、未手続事業の一扫を主要課題と位置付けるとともに、労働保険の適用促進に関する広報活動を全国的に集中して展開することとしております。

つきましては、本月間の趣旨を御理解いただき、別添パンフレット及びリーフレットの設置等、労働保険適用促進について皆様に広く周知していただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

【 担 当 】

〒420-8639 静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 3 階  
静岡労働局 総務部 労働保険徴収課 労働保険適用指導官 相澤  
TEL 054-254-6437 FAX 054-254-6321

